

厚生労働大臣の定める掲示事項

(令和8年4月1日現在)

当院は厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

1 関東信越厚生局への届け出事項

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◇ 明細書発行体制等加算
- ◇ 医療 DX 推進体制整備加算

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◇ がん治療連携指導料
- ◇ HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
- ◇ 婦人科特定疾患治療管理料
- ◇ 一般不妊治療管理料
- ◇ 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- ◇ 外来ベースアップ評価料（I）

2 施設基準及び加算に関する事項

・明細書発行体制等加算

当院では医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

・医療 DX 推進体制整備加算

当院では以下のように対応しております。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・医師がオンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診療を行う診察室または処置室において閲覧または活用できる体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制については、現在整備中です。（令和8年5月31までは経過措置）
- ・マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定程度の実績を有しています。
- ・医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行っています。

3 保険外負担に関する事項

当院では診断書・証明書・健康診断等に係る費用に関しましては、その都度実費のご負担をお願いしております。

島村京子クリニック
院長 島村京子